

Internet Week 2016

D1-1 知っておくべき法律・規制の最新動向

その他法律関連の動向

2016年11月29日

木村 孝

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
会長補佐、行政法律部会長

目次

- 今年施行された改正電気通信事業法の消費者保護ルールの事業者への影響
- マイナンバーカードの利用開始に伴う携帯電話本人確認時の注意事項
- クラウド／ホスティングサービス上に存在するマイナンバー情報と事業者の責任
- 改正消費者契約法で導入された集団訴訟類似制度と事業者のリスク
- 改正通信傍受法

今年施行された改正電気通信事業法の消費者保護ルール

- 書面交付義務
- 初期契約解除制度
- 適合性の原則

個人番号（マイナンバー）

- 携帯電話本人確認法における確認書類としての利用
- クラウド上にマイナンバーが保管されているときの事業者の責任

集団訴訟類似制度

- 消費者裁判手続特例法
- 本年10月施行
- 原告は特定適格消費者団体に限られる。

改正通信傍受法

- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（平成27年の通常国会に提案され、平成28年5月に可決成立） 取調べの録音・録画制度、司法取引制度導入などとともに通信傍受法が改正された。公布は6月3日。施行は「対象犯罪の拡大」は公布から6月を超えない範囲。「手続きの合理化」は公布から3年を超えない範囲。
- 通信傍受の合理化・効率化
- 対象犯罪に殺人、略取・誘拐、詐欺、窃盗、強盗、児童買春、児童ポルノ等を追加（従来は組織犯罪に限定されていた。具体的には、薬物関連犯罪、銃器関連犯罪、集団密航、及び組織的に行われた殺人）
- 暗号技術を活用し、記録の改変等ができない機器を用いることにより、通信事業者の立会いを不要とした遠隔傍受を実施できるなどするようにした。

青少年インターネット環境整備法の改正の動き

- 平成20年の法律
- 平成27年7月10日に自民党政務調査会が「青少年のインターネット利用等に関する緊急提言」を公表
- 新聞報道によれば、自民党が改正案の骨子をまとめた。（今年3月報道）
- 青少年健全育成推進調査会・青少年に対する情報モラルプロジェクトチームで改正法案の議論が行われている模様。（10月19日付 牧島かれん衆議院議員のブログから）